

現行基本方針と事務局改訂案の比較 (第1の柱と第2の柱)

<現行の基本方針>

I 基本方針の改訂について

1 基本方針策定の経緯

- 「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（以下「基本方針」という。）は、平成17年3月に策定したものです。
- 策定当時、一定の使用料を負担してもらっている施設と使用料を無料としている施設が存在しており、また、様々な種類の減免規定が混在していたことなどから、施設の利用者にとって使用料のしくみがわかりにくく、同じ公共施設であっても、施設間の格差と不均衡があったために、市としての「統一的な基準（指標）」をつくることを目的に、当時の使用料等審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、答申を受けて策定しました。

2 使用料の改定

○基本方針に基づき、これまで4回の使用料改定を実施しました。

第1回改定	平成 18 年 7 月	無料・減免規定の見直し
第2回改定	平成 21 年 4 月	基本ルールによる算定を行ったが、算定の結果、使用料が上がるものは据え置き、下がるもののみ改定
第3回改定	平成 25 年 1 月・4 月	基本ルールによる算定に基づき改定
第4回改定	平成 28 年 4 月	基本ルールによる算定に基づき改定

3 基本方針の改訂

- 基本方針では、基本方針の内容は6年ごとに見直すものとしていますが、平成23年度の時点では、基本方針の算定ルールに基づいた使用料改定を実施していなかったことから、改訂は行わず、現行の基本方針を継承することとしました。
- 今回は、策定から12年が経過することから、その後の社会情勢の変化、公共施設をとりまく環境変化、また、新たな行政課題に対応していく必要性などの観点から見直しを行いました。
- 見直しにあたっては、これまでの使用料改定による成果や課題などをふまえて、審議会に諮問し、審議会からの答申を受けて、改訂することとしました。
- 審議会を設置する前に、無作為に抽出した市民の方を対象としたアンケートを実施し、また、審議会での協議の過程において、答申素案に対するパブリックコメントの実施、利用者等との意見交換、アンケートの実施など、一定の市民参画を得たうえで答申を受けるという手法をとることで、市としてできる限り早期に改訂ができるような工夫を図りました。
- この「基本方針【改訂版】」は、審議会からの答申を受けて、行財政改革推進本部会議において改訂内容についての協議を経たうえで、市として決定したものです。

<事務局改訂案>

I 基本方針の改訂について

1 基本方針策定の経緯

- 「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（以下「基本方針」という。）は、**多摩市使用料等審議会（以下「審議会」という。）の答申を踏まえ**、平成17年3月に策定したものです。
- 策定当時、一定の使用料を負担してもらっている施設と使用料を無料としている施設が存在しており、また、様々な種類の減免規定が混在していたことなどから、施設の利用者にとって使用料のしくみがわかりにくく、同じ公共施設であっても、施設間の格差と不均衡があったために、市としての「統一的な基準（指標）」をつくることを目的に、当時の審議会に諮問し、答申を受けて策定しました。

2 使用料の改定

○基本方針に基づき、これまで**5**回の使用料改定を実施しました。

第1回改定	平成 18 年 7 月	無料・減免規定の見直し
第2回改定	平成 21 年 4 月	基本ルールによる算定を行ったが、算定の結果、使用料が上がるものは据え置き、下がるもののみ改定
第3回改定	平成 25 年 1 月・4 月	基本ルールによる算定に基づき改定
第4回改定	平成 28 年 4 月	基本ルールによる算定に基づき改定
第5回改定	令和 2 年 4 月	基本ルールによる算定に基づき改定

○基本方針において、使用料は4年ごとに見直すこととしていることから、令和6年度の使用料改定についても庁内での検討を行いました。しかし、コロナ禍の影響から、使用料計算の算定基礎となる過去年度の原価算定が困難であると判断し、令和6年度の見直し時は、従前の使用料を据え置くこととしました。

3 基本方針の改訂

- 【これまでの経緯】
- 平成17年3月の基本方針の策定時、「使用料の見直しを3年ごと、基本方針の見直しを6年ごと」と定めていましたが、策定後6年が経過した平成23年度は、まだ基本方針の算定ルールに基づいた使用料改定を実施していなかったことから、**基本方針の改訂は行わず、現行の基本方針を継承することとしました。**
- その後、基本方針策定から12年が経過し、その後の社会情勢の変化、公共施設をとりまく環境変化、また、新たな行政課題に対応していく必要性などの観点から、**平成29年4月に審議会の答申を受けて、同年5月に基本方針の改訂を行いました。**
- その際、使用料の改定作業、利用者・利用団体への事前説明、条例改正、利用者・利用団体への周知期間などを踏まえ、「使用料の見直しを4年ごと、基本方針の見直しを8年ごと」に改めました。

修正①

平成17年の基本方針の策定にあたって、審議会の答申を踏まえて策定したことを追記した。

修正②

前回の基本計画改訂（平成29年3月）以降の使用料改定（令和2年4月）と、令和6年度の使用料改定をコロナ禍の影響で見送ったことについて、追記した。

修正③

これまでの経緯に関する文言を整理・時点修正した上で、今回の改訂に関する項目を分けて表記した。

＜現行の基本方針＞

(該当ページ無し)

＜事務局改訂案＞

【今回の改訂にあたって】

- 今回の改訂は、前回の改訂から 8 年が経過し、コロナ禍以降のライフスタイルの変化や物価高騰などの影響を踏まえ、時代の変化にあわせた適正な利用者負担と施設利用のあり方を検討するため、令和 7 年●月に審議会の答申を受けて、見直しを行うものです。
- 見直しにあたっては、これまでの使用料改定による成果や課題などをふまえて、審議会に諮問し、審議会からの答申を受けて、改訂することとしました。
- この「基本方針【令和 7 年度改訂版】」は、審議会からの答申を受けて、多摩市行財政改革推進本部会議において改訂内容についての協議を経たうえで、パブリックコメントを実施し、市として決定したものです。

修正③

これまでの経緯に関する文言を整理・時点修正した上で、今回の改訂に関する項目を分けて表記した。
(※前頁から引き続き)

＜現行の基本方針＞

Ⅱ 基本方針の3本の柱

基本方針では、「利用者負担の原則」、「共通的な使用料算定ルールの確立」、「減免規定の見直し」を、3本の柱として位置付けます。

1 利用者負担の原則（第1の柱）

使用料は、公共施設などの利用者に、その利用の対価として負担していただいているものです。利用者から見れば、当然金額が低ければ低いほど喜ばしいものですが、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うことになり、市民全体で負担することになります。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくことが必要であると考えます。そこで、「利用者負担の原則」を基本方針の第1の柱とします。

これまで、「受益者負担の原則」という表現を使用してきましたが、上記のような考え方について、広く理解いただくためにも、今回の改訂により「利用者負担の原則」という表現に変更します。

2 共通的な使用料算定ルールの確立（第2の柱）

使用料算定のルールを、共通的なものとして、明らかにすることは、納税者が税負担の適正性をチェックすることと、利用者自身が負担する使用料の根拠を知る上でも重要なことだと考えます。そこで、市民にわかりやすい使用料算定ルールとして、統一的な方法で把握した原価（施設の利用にかかる費用）を、施設の性質別負担率に応じて利用者と税で分かち合うという方式を「基本ルール」とします。

(1) 基本ルール

使用料の算定は、以下の基本式により行うものとします。

$$\text{使用料の目安} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

【原価と負担のイメージ図】

施設の維持管理・運営にかかる経費		
施設の利用にかかる経費		オープンスペースにかかる経費
←利用者の負担率→	←税による負担率→	
利用者による負担	税による負担	税による負担
← 使用料の目安 →		

催しなどに要する経費
↑ 除外

＜事務局改訂案＞

Ⅱ 基本方針の3本の柱

基本方針では、「利用者負担の原則」、「共通的な使用料算定ルールの確立」、「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」を、3本の柱として位置付けます。

1 利用者負担の原則（第1の柱）

使用料は、公共施設などの利用者に、その利用の対価として負担していただいているものです。利用者から見れば、当然金額が低ければ低いほど喜ばしいものですが、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うことになり、市民全体で負担することになります。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくことが必要であると考えます。そこで、「利用者負担の原則」を基本方針の第1の柱とします。

なお、平成29年度の改訂から、上記のような考え方について、広く理解いただくために、「受益者負担の原則」という表現に代えて、「利用者負担の原則」という表現を用いています。

2 共通的な使用料算定ルールの確立（第2の柱）

使用料算定のルールを、共通的なものとして、明らかにすることは、納税者が税負担の適正性をチェックすることと、利用者自身が負担する使用料の根拠を知る上でも重要なことだと考えます。そこで、市民にわかりやすい使用料算定ルールとして、統一的な方法で把握した原価（施設の利用にかかる費用）を、施設の性質別負担率に応じて利用者と税で分かち合うという方式を「基本ルール」とします。

(1) 基本ルール

使用料の算定は、以下の基本式により行うものとします。

$$\text{使用料の目安} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

【原価と負担のイメージ図】

施設の維持管理・運営にかかる経費		
施設の利用にかかる経費		オープンスペースにかかる経費
←利用者の負担率→	←税による負担率→	
利用者による負担	税による負担	税による負担
← 使用料の目安 →		

催しなどに要する経費
↑ 除外

修正④

事務局改訂案にあわせて、第3の柱の名称を「減免規定の見直し」から「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」に修正した。

修正⑤

平成29年度改訂にあわせた表現となっていたことから、文言を修正した。

補足①

事務局改訂案では、第2の柱について、考え方の転換を伴う見直しは検討していなかったことから、大きな修正は行っていない。

(1) 基本ルールについて

⇒現時点の考え方（利用者自身の利用に係る経費と、施設の性質別の負担率を掛け合わせる）により、使用料の目安を算出することは、考え方としては、明瞭で市民にも分かりやすいことから、修正することは考えていない。

＜現行の基本方針＞

(2) 原価について

原価（施設の利用にかかる費用）については、行政で使用されている会計に民間企業のな会計手法を用いた、行政コスト計算という手法を基本に算出します。

行政コスト計算では、施設の維持管理や運営等に要した1年分の費用を、【表1】の項目により把握します。ここでいう費用には、施設の維持管理や運営のため直接的に支出した人件費や物件費などと共に、毎年度の費用として認識する必要のある減価償却費（使用などによる固定資産の価値の減少分）等が含まれます。

減価償却費などの「資本に関する経費」については、税負担とするという考え方もありますが、多くの公共施設が整備されている多摩市においては、施設の老朽化による改築や大規模修繕、建替えに伴う経費の増大を見据えながら、こうした経費を含めた税負担と利用者負担とのあり方を考えていく必要があります。

したがって、施設の利用にかかる利益と負担の対応関係を明確にしながら、利用者を含めた市民全体が納得する使用料の金額としていくためにも、まず、減価償却費等も含め、施設の維持管理や運営等にかかる全ての項目にかかる費用を原価とし、施設毎の性質によって、利用者の負担と、市民全体の税による負担との比率を設定して、双方のバランスを図る手法が適切であると考えます。

今回の改訂にあたっては、「資本に関する経費」を原価に含めることについて、審議会でも議論になりましたが、「地方自治体における公会計制度導入の流れや、平成29年度から多摩市では下水道事業に公営企業法を適用していくことなどからは、減価償却費などの資本に関する経費を含めて、施設の維持管理経費をとらえていく視点がさらに必要となると考える」との答申を受け、引き続き、資本に関する経費については原価に含めるものとします。

なお、計算にあたっては、施設で行われる催しなどに要する経費については原価から除外します。

【表1】行政コスト計算の手法による費用の項目

区分	項目	説明
施設の維持管理・運営に関する経費	人件費	施設の維持管理や運営に係る職員人件費や退職給与引当金繰入等
	物件費	光熱水費、委託料、賃借料など施設の維持管理や運営に係る経費
	維持補修費	修繕料や、維持補修工事費など施設の維持補修に係る経費
	補助費等	火災保険料、運営上必要となった謝礼金、施設の維持管理・運営に係る補助金など
資本に関する経費	減価償却費	建物等の減価償却費の当該年度分
	公債費（利子分のみ）	当該年度に返済した公債費の利子分
	債務負担行為支出額（利子分のみ）	割賦による土地購入費等に係る債務負担行為支出額の年度利子分

＜事務局改訂案＞

(2) 原価について

原価（施設の利用にかかる費用）については、行政で使用されている会計に民間企業のな会計手法を用いた、行政コスト計算という手法を基本に算出します。

行政コスト計算では、施設の維持管理や運営等に要した1年分の費用を、【表1】の項目により把握します。ここでいう費用には、施設の維持管理や運営のため直接的に支出した人件費や備品購入や委託料等の物件費などと共に、毎年度の費用として認識する必要のある減価償却費（使用などによる固定資産の価値の減少分）等が含まれます。

減価償却費などの「資本に関する経費」については、税負担とするという考え方もありますが、多くの公共施設が整備されている多摩市においては、施設の老朽化による改築や大規模修繕、建替えに伴う経費の増大を見据えながら、こうした経費を含めた税負担と利用者負担とのあり方を考えていく必要があります。

したがって、施設の利用にかかる利益と負担の対応関係を明確にしながら、利用者を含めた市民全体が納得する使用料の金額としていくためにも、まず、減価償却費等も含め、施設の維持管理や運営等にかかる全ての項目にかかる費用を原価とし、施設毎の性質によって、利用者の負担と、市民全体の税による負担との比率を設定して、双方のバランスを図る手法が適切であると考えます。

なお、計算にあたっては、施設で行われる催しなどに要する経費については原価から除外します。

【表1】行政コスト計算の手法による費用の項目

区分	項目	説明
施設の維持管理・運営に関する経費	人件費	施設の維持管理や運営に係る職員人件費や退職給与引当金繰入等
	物件費	光熱水費、委託料、賃借料など施設の維持管理や運営に係る経費
	維持補修費	修繕料や、維持補修工事費など施設の維持補修に係る経費
	補助費等	火災保険料、運営上必要となった謝礼金、施設の維持管理・運営に係る補助金など
資本に関する経費	減価償却費	建物等の減価償却費の当該年度分
	公債費（利子分のみ）	当該年度に返済した公債費の利子分
	債務負担行為支出額（利子分のみ）	割賦による土地購入費等に係る債務負担行為支出額の年度利子分

【特記事項】

① 人件費の算出について	他の業務を持つ場合や、他の施設と兼任している場合については、当該施設の維持管理や運営に携わる分のみを算入します
② 併設施設の取り扱い	施設全体にかかる光熱水費や委託料等もあることから、その場合には、当該施設分のみを算入します

修正⑥

物件費の例を記載した。

補足②

事務局改訂案では、第2の柱について、考え方の転換を伴う見直しは検討していなかったことから、大きな修正は行っていない。

(2)原価について

⇒平成29年度の改訂時も、「資本に関する経費」を原価に含めることについて、審議会でも議論となったが、多くの公共施設が整備されている多摩市においては、施設の老朽化対応や大規模修繕などライフサイクルコストを見据えながら、コスト計算を行うべきとの考えから、引き続き、資本に関する経費については原価に含めるものと整理している。現時点においても、この考え方に変更はないことから、原価に関する表記の修正は行っていない。

＜現行の基本方針＞

【特記事項】

① 人件費の算出について	他の業務を持つ場合や、他の施設と兼任している場合については、当該施設の維持管理や運営に携わる分のみを算入します
② 併設施設の取り扱い	施設全体にかかる光熱水費や委託料等もあることから、その場合には、当該施設分のみを算入します
③ 減価償却費について	減価償却費は、取得価額÷耐用年数により算出します

○会議室等の利用の場合の原価計算

会議室の利用のように、ある一定の部屋（区画）を、貸し切りで利用する場合については、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりの原価}$ を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算します。

$\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間} = 1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりの原価}$

○個人利用施設の場合の原価計算

温水プールなどのように、ある一定の部屋（区画）を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人あたりの原価を計算します。

$\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設利用者目標数} = \text{一人当たりの原価}$

＜事務局改訂案＞

③ 減価償却費について	減価償却費は、取得価額÷耐用年数により算出します
④ 施設の年間維持管理経費について	施設の年間維持管理経費は、直近 3 ヶ年度の実績の平均を用います。ただし、天災や感染症の流行、その他予期せぬ要因により、実績が平年と大幅に乖離していた年度がある場合は、当該年度の実績を原価計算から除外することができるものとします。

○会議室等の利用の場合の原価計算

会議室の利用のように、ある一定の部屋（区画）を、貸し切りで利用する場合については、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりの原価}$ を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算します。

$\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間} = 1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりの原価}$

○個人利用施設の場合の原価計算

温水プールなどのように、ある一定の部屋（区画）を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人あたりの原価を計算します。

$\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設利用者目標数} = \text{一人当たりの原価}$

修正⑦

これまで施設の年間維持経費の算出方法は、直近 3 ヶ年度の実績を行う運用としていたが、基本方針に書き込まれていなかったため、改訂を機に追記した。

また、コロナ禍など、算出の基礎数字となる過去の実績が例年と大幅に乖離していた年度がある場合は、当該年度の実績を原価計算から除外できる規定を新たに追記した。

＜現行の基本方針＞

(3) 施設の性質別分類・利用者負担率

多種多様な公共施設の使用料設定にあたっては、施設ごとの性質（必要性、市場性・収益可能性、地域施設か全市的施設か）を考慮しながら、施設を分類し、その施設の性質の度合いに応じて、利用者による使用料と市民が納める税で適正に負担を分かち合うようにします。

負担の公平性、公正性を確保するため、以下の3つの基準により施設を性質別に分類し、新たな「性質別分類表」により各施設の性質別負担率を定め、施設ごとの利用者負担率を再整理します。

ア 性質別分類の基準

○ 基礎的か基礎以上かによる基準（必要性）

基礎的 (必需的)	高い ↑ ↓ 低い	I	○市民生活において、最低限必要なサービスを提供するなど、公共性の高い施設
		II	○一定の公益性のもとに、特定の利用者の利便を図る施設
		III	○生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービスを提供する施設 →民間企業においても、同様のサービスを提供していることが多い

○ 民間による類似施設の提供の有無による基準（市場性・収益可能性）

民間による 提供なし (非市場的)	低い ↑ ↓ 高い	ア	○収益性がないまたは極めて低く、民間企業においてはサービス提供がない（困難な）施設
		イ	○収益性が低く、施設の使用料だけでは管理運営費をまかなうことが難しい施設
		ウ	○相当の収益性があり、施設の使用料をもって、管理運営費をまかなうことが可能な施設

○ 地域施設か全市的な施設かによる基準

地域施設 (地域活動を活性化させる施設)	○コミュニティエリア、小中学校区などのエリアを単位として設置している施設 ⇒当該エリアのコミュニティ形成の拠点であり、利用されることで地域課題の解決などにつながる ⇒地域活動を活性化させる施設
全市的施設 (市内全域的に利用される施設)	○市内に1箇所または駅周辺に設置されているなど、市内全域(市外)を対象としている施設

＜事務局改訂案＞

(3) 施設の性質別分類・利用者負担率

多種多様な公共施設の使用料設定にあたっては、施設ごとの性質（必要性、市場性・収益可能性、地域施設か全市的施設か）を考慮しながら、施設を分類し、その施設の性質の度合いに応じて、利用者による使用料と市民が納める税で適正に負担を分かち合うようにします。

負担の公平性、公正性を確保するため、以下の3つの基準により施設を性質別に分類し、新たな「性質別分類表」により各施設の性質別負担率を定め、施設ごとの利用者負担率を再整理します。

ア 性質別分類の基準

○ 基礎的か基礎以上かによる基準（必要性）

基礎的 (必需的)	高い ↑ ↓ 低い	I	○市民生活において、最低限必要なサービスを提供するなど、公共性の高い施設
		II	○一定の公益性のもとに、特定の利用者の利便を図る施設
		III	○生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービスを提供する施設 →民間企業においても、同様のサービスを提供していることが多い

○ 民間による類似施設の提供の有無による基準（市場性・収益可能性）

民間による 提供なし (非市場的)	低い ↑ ↓ 高い	ア	○収益性がないまたは極めて低く、民間企業においてはサービス提供がない（困難な）施設
		イ	○収益性が低く、施設の使用料だけでは管理運営費をまかなうことが難しい施設
		ウ	○相当の収益性があり、施設の使用料をもって、管理運営費をまかなうことが可能な施設

○ 地域施設か全市的な施設かによる基準

地域施設 (地域活動を活性化させる施設)	○コミュニティエリア、小中学校区などのエリアを単位として設置している施設 ⇒当該エリアのコミュニティ形成の拠点であり、利用されることで地域課題の解決などにつながる ⇒地域活動を活性化させる施設
全市的施設 (市内全域的に利用される施設)	○市内に1箇所または駅周辺に設置されているなど、市内全域(市外)を対象としている施設

補足③

事務局改訂案では、見直しを検討していなかったが、前回審議会のご意見等も踏まえ、施設の性質別分類・利用者負担率については、本日、個別にご審議いただく予定である。

※資料11で「性質別分類に関する審議」、資料12で「利用者負担率」に関する審議をさせていただきます。

＜現行の基本方針＞

イ 性質別分類表

性質別分類表は、横軸を「基礎的か基礎以上かによる基準」、縦軸を「民間による類似施設の提供の有無による基準」とし、2つの基準が交差する箇所をAからEまでの5つの分類とします。この分類により「利用者負担」と「税（市民）による負担」の割合が決まります。

さらに、今回の改訂による新たな分類の考え方として、「地域施設か全市的な施設かによる基準」において、「地域施設」に該当する場合は、上記の分類から「利用者負担」の割合が1段階低くなる分類とし、「全市的施設」に該当する場合は、変更しないものとします。

民間による類似施設の提供の有無	民間による提供なし (非市場的)	ア	C	B	A
			【利用者負担】50% 【税(市民)による負担】50%	【利用者負担】25% 【税(市民)による負担】75%	【利用者負担】0% 【税(市民)による負担】100%
		イ	D	C	B
		民間による提供あり (市場的)	【利用者負担】75% 【税(市民)による負担】25%	【利用者負担】50% 【税(市民)による負担】50%	【利用者負担】25% 【税(市民)による負担】75%
		ウ	E	D	C
			【利用者負担】100% 【税(市民)による負担】0%	【利用者負担】75% 【税(市民)による負担】25%	【利用者負担】50% 【税(市民)による負担】50%
			Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
			基礎以上 (選択的)		基礎的 (必需的)
			基礎的か、基礎以上か		

ウ 各施設の性質別分類及び利用者負担率

各施設の性質別分類及び利用者負担率は下表のとおりです。

今回の改訂により、「地域施設」に該当する「コミュニティセンター」と「地区市民ホール」は、分類「C」から分類「B」とし、「コミュニティ会館」も「B」とします。

分類	利用者負担率	施 設			基本ルールによらない算定を認める施設
A	0%	児童館	老人福祉館		
B	25%	コミュニティセンター	地区市民ホール	コミュニティ会館	
C	50%	公民館（会議室）	消費生活センター	TAMA女性センター	陸上競技場 武道館
		総合福祉センター	資源化センター		ハッピ岳少年自然の家
		旧多摩聖蹟記念館	古民家	公園内有料施設	
D	75%	公民館（ホール・ギャラリー）	温水プール		総合体育館 屋外体育施設
					バルテノン多摩
					学校開放施設 駐輪場
E	100%				駐車場

※ 条例で使用料を定めていない家庭菜園などの施設は、本基準に準ずるものとします。

＜事務局改訂案＞

イ 性質別分類表

性質別分類表は、横軸を「基礎的か基礎以上かによる基準」、縦軸を「民間による類似施設の提供の有無による基準」とし、2つの基準が交差する箇所をAからEまでの5つの分類とします。この分類により「利用者負担」と「税（市民）による負担」の割合が決まります。

さらに、「地域施設か全市的な施設かによる基準」において、「地域施設」に該当する場合は、施設の性格を踏まえ、使用料収入をあげることも、より利用してもらう（稼働率を上げる）ことを重要視していることから、「利用者負担」の割合が1段階低くなる分類とし、「全市的施設」に該当する場合は、変更しないものとします。

民間による類似施設の提供の有無	民間による提供なし (非市場的)	ア	C	B	A
			【利用者負担】 50%	【利用者負担】 25%	【利用者負担】 0%
			【税(市民)による負担】 50%	【税(市民)による負担】 75%	【税(市民)による負担】 100%
	民間による提供あり (市場的)	イ	D	C	B
			【利用者負担】 75%	【利用者負担】 50%	【利用者負担】 25%
	ウ	E	D	C	
【利用者負担】 100%		【利用者負担】 75%	【利用者負担】 50%		
			Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
			基礎以上 (選択的)		基礎的 (必需的)
			基礎的か、基礎以上か		

ウ 各施設の性質別分類及び利用者負担率

各施設の性質別分類及び利用者負担率は下表のとおりです。「地域施設」に該当する「コミュニティセンター」と「地区市民ホール」、「コミュニティ会館」は分類「B」です。

分類	利用者負担率	施 設			基本ルールによらない算定を認める施設
A	0%	児童館	老人福祉館		
B	25%	コミュニティセンター	地区市民ホール	コミュニティ会館	
C	50%	公民館（会議室）	消費生活センター	TAMA女性センター	陸上競技場 武道館
		総合福祉センター	資源化センター	公園内有料施設	ハッピ岳少年自然の家
		旧多摩聖蹟記念館	古民家		市民活動交流センター（体育館等）
D	75%	公民館（ホール・ギャラリー）	温水プール		総合体育館
					屋外スポーツ施設
					バルテノン多摩
E	100%				学校開放施設 駐輪場
					駐車場

※ 条例で使用料を定めていない家庭菜園などの施設は、本基準に準ずるものとします。

補足③

事務局改訂案では、見直しを検討していなかったが、前回審議会のご意見等も踏まえ、施設の性質別分類・利用者負担率については、本日、個別にご審議いただく予定である。

※資料11で「性質別分類に関する審議」、資料12で「利用者負担率」に関する審議をしていただく予定である。

修正⑨

平成29年度改訂にあわせた表現となっていたことから、文言を修正した。

修正⑩

新設施設の追記等の時点修正を行った。

＜現行の基本方針＞

(4) 基本ルールによらない算定を認める場合の要件

基本方針による算定ルール（基本ルール）を使用料算定の原則としますが、下記の理由により基本ルールによる算定が相応しくない場合は、例外的に別の方法による算定ができるものとします。

- ア 法令などにより使用料を徴収することができない場合
小中学校、図書館
- イ 法令などにより算定基準が定められている場合
市営住宅
- ウ 提供されるサービスの対価による場合
保育園、学童クラブ
- エ 近隣自治体等の施設や市場価格との均衡により算定する必要性が高い場合
 - ・利用者の適正化を図る（金額差による市民の他市施設利用、他市民の市施設利用の是正）
 - ・類似施設との競争力を保つ
 - ・民間施設との整合性を図る
 - ・原価の算出が困難 など

(5) 市民・利用者に対する算定のしくみの公表

今回の改訂時に行った市民へのアンケート調査でもありましたが、施設を維持するためにはどれだけの経費がかかっていて、使用料の額はどのように定められていて、利用者からの使用料（利用料金）がどの程度の額になっていて、それ以外は税金で負担していることが、施設利用者、市民の方にあまり知られていない状況にあります。

これらを広く公表するしくみをつくり、施設の利用者に使用料を負担してもらっていることへの理解を得られるようにしていきます。

＜事務局改訂案＞

(4) 基本ルールによらない算定を認める場合の要件

基本方針による算定ルール（基本ルール）を使用料算定の原則としますが、下記の理由により基本ルールによる算定が相応しくない場合は、例外的に別の方法による算定ができるものとします。

- ア 法令などにより使用料を徴収することができない場合
小中学校、図書館
- イ 法令などにより算定基準が定められている場合
市営住宅
- ウ 提供されるサービスの対価による場合
保育園、学童クラブ
- エ 近隣自治体等の施設や市場価格との均衡により算定する必要性が高い場合
 - ・利用者の適正化を図る（金額差による市民の他市施設利用、他市民の市施設利用の是正）
 - ・類似施設との競争力を保つ
 - ・民間施設との整合性を図る
 - ・原価の算出が困難 など

(5) 指定管理者導入施設における取り扱い

指定管理者制度（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）導入施設のうち、利用料金制を導入している施設について、本基本方針の見直しの対象となるのは、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例に規定する上限額です。

これら施設の利用料金の設定は、指定管理者が申請し、市が承認するものであり、条例上では、その上限額の設定にとどまることから、利用料金制度を導入している施設の料金を見直すべき場合は、上限額を見直した上で、指定管理者との協議により指定管理料を見直す必要があります。

(6) 市民・利用者に対する算定のしくみと施設利用状況等の公表

施設を維持するためにはどれだけの経費がかかっていて、使用料の額はどのように定められていて、利用者からの使用料（利用料金）がどの程度の額になっていて、それ以外は税金で負担していることが、施設利用者、市民の方にあまり知られていない状況にあります。

市民の方への情報共有については、従来からも課題となっていました。これらを広く公表するしくみをつくり、施設の利用者に使用料を負担してもらっていることへの理解を得るとともに、各施設の設置目的や利用状況について共有することにより、施設の有効活用の手法についても、市民の皆さんとともに考えていくこととします。

補足④

基本ルールによらない算定を認める施設は、あくまでも例外的な規定であるため、現時点において事務局改訂案では、修正を行うことを検討していない。

修正⑪

指定管理者導入施設における利用料金の設定方法について、これまで記載がなかったことから、改訂を機に追記する。

修正⑫

施設の維持にかかるコスト等を明らかにし、適切な使用料を負担していただくことを理解していただくための取組みとして、算定のしくみだけでなく、施設の利用状況等もあわせて公表するしくみに改める。

補足⑤

資料9にも記載したとおり、前回審議会でご意見のあった「キャッシュレス決済」の導入促進は、柱2または柱3等で記載できるかについて、事務局で継続検討させていただきます。